



国自安第190号の2
国自旅第321号の2
国自貨第120号の2
国自整第287号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）
の監査方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第190号
国自旅第321号
国自貨第120号
国自整第287号
平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>一部改正 平成29年1月13日</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>一部改正 平成28年11月18日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p>一部改正 平成25年9月17日</p> <p>一部改正 平成25年9月17日 国自整第161号 平成26年1月24日 一部改正 平成28年11月18日 <u>一部改正 平成29年1月13日</u></p>

自動車局長

自動車局長

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによられたい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）に従って行うこととさせたい。

記
記

1. 2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～⑯(略)

⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務(貨物自動車運送事業法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。)違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

4. ～7. (略)

附 則 (略)

附 則(平成29年1月13日 国自安第190号、国自旅第321号、国自貨第120号、国自整第287号)
この通達は、平成29年1月16日から施行する。

1. 2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～⑯(略)

⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務(貨物自動車運送事業法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。)違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

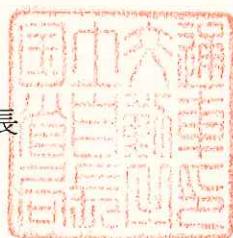
4. ～7. (略)

附 則 (略)

国自安第191号の2
国自旅第322号の2
国自整第288号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第191号
国自旅第322号
国自整第288号
平成29年1月13日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長

} 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p>一部改正 平成29年 1月13日</p>	<p>国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日</p> <p>国自安第155号 国自旅第225号 国自整第218号 平成28年11月18日</p>

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について
各地方運輸局長 殿
自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針を定めたので、これによることとされたい。

記
1.・2. (略)

3. 監査対象事業者
特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。
なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。
3. 監査対象事業者
特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。
なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～⑬ (略)	⑪ 道路運送法第27条第 <u>4</u> 項の規定による輸送の安全確保を命じられた事業者 ⑯ 道路運送法第27条第 <u>3</u> 項の規定による輸送の安全確保を命じられた事業者 ⑰～⑲ (略)
4. ~ 8. (略)	⑭ 道路運送法第27条第 <u>3</u> 項の規定による輸送の安全確保を命じられた事業者 ⑮～⑯ (略)
附 則 (略)	4. ~ 8. (略)
附 則(平成29年1月13日 国自安第191号、国自旅第322号、国自整第288号) <u>この通達は、平成29年1月16日から施行する。</u>	附 則 (略)

国自安第192号の2
国自旅第323号の2
国自整第289号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第192号
国自旅第323号
国自整第289号
平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遗漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

(新旧対照表) についての基準による行政処分等の事業者に対する対応について

新	各地方運輸局長 殿	自動車局長	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。
	沖縄総合事務局長 殿	自動車局長	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。
	各地方運輸局長 殿	自動車局長	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。
	沖縄総合事務局長 殿	自動車局長	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。
	各地方運輸局長 殿	自動車局長	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととされたい。

11

スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）に従つて行うこととされたい。

1. 通則

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③・④ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条第5項第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）と推定される場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(5) (略)

(6)「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自整第161号）2.

①・② (略)
(8)～(15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(5) (略)

(6)「自動車運送事業の監査方針について」（平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自整第161号）2.

自賃第55号、国自整第161号) 2. (1) の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1)による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当する場合を除く。) するこことなった場合に、当該違反営業所等に対する対応として行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合 (5. (1) ③に該当する場合を除く)

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

トヘリ (略)

(2) ~ (10) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することにより、許可の取消処分を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行ふことにより、地域住民等

(1) の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があつた場合には、(1)による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことにより、当該停留所の使用停止を行ふことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当する場合を除く。) するこことなった場合に、当該違反営業所等に対する対応として行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合 (5. (1) ③に該当する場合を除く)

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

二 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

トヘリ (略)

(2) ~ (10) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することにより、許可の取消処分を行ふものとする。ただし、許可の取消処分を行ふことにより、地域住民等

の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合は、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げる命令に従わざ行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合
(略)
イ～ホ

ヘ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト～リ (略)

⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号(事業者が当該役員の退任を求めた勅告に従わない場合に限る。)に該当することとなつた場合。
(2) (略)

6. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年1月13日 国自安第192号、国自旅第323号、国自整第289号)
この通達は、平成29年1月16日から施行する。

の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められると認めた場合は、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げる命令に従わざ行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合
(略)
イ～ホ

ヘ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト～リ (略)

⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号(事業者が当該役員の退任を求めた勅告に従わない場合に限る。)に該当することとなつた場合。
(2) (略)

6. (略)

附 則 (略)

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

適用 条 項	違 反 行 為	基 準	基 準 日 車 等	再 進 反	基 準	再 進 反	基 準 日 車 等
運送法第27条第③項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反	遵守事項	遵守事項	遵守事項	遵守事項	遵守事項	遵守事項
運輸規則第24条第④項	アルコール検知器備え義務違反 〔注〕備えないと、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車 120日車	60日車 120日車	60日車 120日車	60日車 120日車	60日車 120日車	60日車 120日車
運輸規則第24条第⑤項	アルコール検知器の常時有効保持義務違反〔注〕 〔注〕常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯ひの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯ひの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車	20日車 40日車
運輸規則第24条第④項	点呼の記録義務違反 「記録」 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車	10日車 60日車 10日車 60日車 30日車 30日車 警告 警告 10日車 20日車
運送法第27条第④項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	60日車	60日車	60日車	60日車	60日車
	通達本文5、(1)④による						通達本文5、(1)④による

国自安第193号の2
国自旅第324号の2
国自整第290号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第193号
国自旅第324号
国自整第290号
平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

今般、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日</p> <p><u>一部改正 平成29年 1月13日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p>自動車局長</p>	<p>国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日</p> <p>国自安第157号 国自旅第227号 国自整第220号 平成28年11月18日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長</p> <p>自動車局長</p>

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従つて行うこととされた。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従つて行うこととされた。

1. 通則

- (1)～(6) (略)
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じ

生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に閑与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。

（5）の内容が次に掲げる場合は、（5）の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として（5）の基準による基準日車等の2倍（（5）の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・② (略)
(8) ~ (15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1) ~ (6) (略)

(7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年1月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であつて次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

(略)

ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であつても毎年度の定期的な受診を確認する場合を除く。

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であつて、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

た事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に閑与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。

（5）の内容が次に掲げる場合は、（5）の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として（5）の基準による基準日車等の2倍（（5）の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・② (略)
(8) ~ (15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1) ~ (6) (略)

(7) 「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」（平成28年1月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号）。以下「貸切の監査方針」という。）に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であつて次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らずに行うこととする。

(略)

ロ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であつても毎年度の定期的な受診を確認する場合を除く。

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であつて、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(8) ~ (11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなつた場合(5.(1)又は5.(2))に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいがれかに該当する場合(5.(1)③に該当する場合を除く。)

(略)

イ　法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

二 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

リヘル (略)

③ (略)

(2) ~ (11) (略)

(8) ~ (11) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなつた場合(5.(1)又は5.(2))に該当する場合を除く。)に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となつた場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいがれかに該当する場合(5.(1)③に該当する場合を除く。)

(略)

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

リヘル (略)

③ (略)

(2) ~ (11) (略)

5. 許可の取消処分

5. 許可の取消処分

(1) 訸可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなつた場合((2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うものとする。	(1) 訸可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなつた場合((2)に該当する場合を除く。)に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他の公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分又は4.に規定する事業の停止処分を行うものとする。
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 次に掲げる命令に従わなかつた場合 イ～ニ (略)	④ 次に掲げる命令に従わなかつた場合 イ～ニ (略)
ホ 法第27条第 <u>4</u> 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令	ホ 法第27条第 <u>3</u> 項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
ヘ～チ (略)	ヘ～チ (略)
⑤ 法第7条第1号、第 <u>7</u> 号又は第 <u>8</u> 号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わなない場合に限る。)に該当することとなつた場合 ⑥ (略)	⑤ 法第7条第1号、第 <u>3</u> 号又は第 <u>4</u> 号(事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わなない場合に限る。)に該当することとなつた場合 ⑥ (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附 則 (平成29年1月13日 国自安第193号、国自旅第324号、国自整第290号) この通達は、平成29年1月16日から施行する。	附 則 (平成29年1月13日 国自安第193号、国自旅第324号、国自整第290号) この通達は、平成29年1月16日から施行する。

○一般貨物自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

新

適用条項	違反行為	事項	初違反	基準日車等 再違反	違反行為	基準日車等 再違反
運送法第2条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反				輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反	
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備えなし(注) 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車		アルコール検知器備えなし(注) アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 (注)	60日車
運輸規則第24条第4項	備えなしどは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。					120日車
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注)	20日車	40日車		アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注)	20日車
運輸規則第24条第4項	常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行つた場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることに理由に酒気帯びの有無の確認を怠つた場合に適用する。				①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行つた場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠つた場合に適用する。	40日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車 通達本文5、(1)④木による	80日車 10日車 120日車		点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車 通達本文5、(1)④木による
運送法第2条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反				輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	80日車 10日車 120日車

国自安第196号の2
国自旅第327号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第196号
国自旅第327号
平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び
旅客の利便確保命令の発動基準について」の一部改正について

今般、「道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について」（平成14年4月17日付け国自総第24号、国自旅第10号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

新旧対照表
（平成14年4月17日国自総第24号・国自旅第10号）

各地方運輸局長
總經理會事務局長

自動車交通局長
道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動令について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第4項に規定するところ、「輸送の安全確保命令」とは、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全確保命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及ぶべき措置を講ずるべきもので、これらの場合の命令（以下「旅客の命令」という。）を定めたもので、これによると、運送の安全確保に該当する要件により下記の違反又は旅客の利便確保のための措置を講ずる命令（以下「利便確保命令」という。）を行ふ際の基準は、平成14年4月17日以後に輸送の安全確保に該当することとなる。

道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について

道路交通法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第3項に規定するたために輸送の安全を確保するための命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及旅客の利便を確保するための命令（以下「旅客の命令」という。）は、これら2種類の命令を発動する際の基準は、この基準により下記の要件に該当するに限る。この基準は、本基準による場合に、他の基準による場合と同一の結果を得るに留意する。

四

1. 法第27条第3項の「輸送の安全が確保されないと認めるとき」とは、
次のいずれかに該当することとなつたときをいう。
(1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平

成25年9月17日付け、国自安第138号、以下「乗合の運送に係る違反」といふ。)及び「整第54号」(平成21年9月29日付け、国自旅第227号、以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」といふ。)に基づくもので、第2項並びに第3項並びに第15条(昭和31年運送事業者に係るもの)の規定による運送事業者に係る違反を指す。)の規定による運送事業者に係る違反を指す。

成25年9月17日付け、国自安第157号、以下「乗合の運送に係る違反」といふ。)及び「整第54号」(平成21年9月29日付け、国自旅第227号、以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」といふ。)に基づくもので、第2項並びに第3項並びに第15条(昭和31年運送事業者に係るもの)の規定による運送事業者に係る違反を指す。

成25年9月17日付け、国自安第128号、以下「乗合の運送に係る違反」といふ。)及び「整第54号」(平成21年9月29日付け、国自旅第227号、以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」といふ。)に基づくもので、第2項並びに第3項並びに第15条(昭和31年運送事業者に係るもの)の規定による運送事業者に係る違反を指す。

成25年9月17日付け、国自安第162号、以下「乗合の運送に係る違反」といふ。)及び「整第54号」(平成21年9月29日付け、国自旅第227号、以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」といふ。)に基づくもので、第2項並びに第3項並びに第15条(昭和31年運送事業者に係るもの)の規定による運送事業者に係る違反を指す。

(2)～(11) (略)

(12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に關わる緊急を要する重大な法令違反であつて次のいずれかに該当するものを確認した場合。
(略)

(i) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。
ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であつても毎年度の定期的な受診を確認する場合を除く。

(ii) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施しない場合。

(iii) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、(運任の場所で)道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在にして同法第48条第1項に規定する定期点検を行っていない場合。

(13) (略)

項の規定に基づく運輸規則第2条第2項及び第3項、第3条から第12条まで、第13条第1項、もしくは第14条第1項に係る基準を内に保有する者による分担請求を拒否する場合に該当する。賃切の出頭要請から1年以内に該当する場合は、(1)に基づく地方運輸局等から出頭要請がなされた場合に該当する。

3. ~ 6. (略)

附則(略)

附則(平成29年1月13日、国自安第196号、国自旅第327号一部改正)

(略)

附 則 (略)

3



国官運安第272号の2
国自安第189号の2
国自旅第318号の2
国自貨第114号の2
平成29年1月13日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

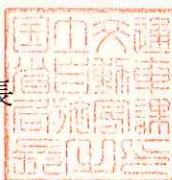
国土交通省大臣官房運輸安全監理官



国土交通省自動車局安全政策課長



国土交通省自動車局旅客課長



国土交通省自動車局貨物課長



「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底方お願いします。



別添

国官運安第272号
国自安第189号
国自旅第318号
国自貨第114号
平成29年1月13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
關・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局貨物課長

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の
一部改正について

今般、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号、国自貨第95号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、了知するとともに、自動車運送事業者への周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について 新旧対照表

別添

新	旧
<p>国官運安第156号 国自安第88号 国自旅第163号 国自貨第95号 平成21年10月16日</p> <p>一部改正 平成23年6月14日</p> <p>一部改正 平成25年7月22日</p> <p>一部改正 平成25年9月30日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p>一部改正 平成29年1月13日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 隸・運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>	<p>国官運安第156号 国自安第88号 国自旅第163号 国自貨第95号 平成21年10月16日</p> <p>一部改正 平成23年6月14日</p> <p>一部改正 平成25年7月22日</p> <p>一部改正 平成25年9月30日</p> <p>一部改正 平成26年1月24日</p> <p>一部改正 平成29年1月13日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 隸・運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p>

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

自動車運送事業者について、経営トップから現場まで一丸となること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。内閣府が平成18年10月から導入された。これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たつての新たな取扱いを定め、これに従つて制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたいた。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号）は、廃止する。なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について

自動車運送事業者について、経営トップから現場まで一丸となること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。内閣府が平成18年10月から導入された。これまでの運輸安全マネジメント評価の実績等を踏まえ、下記のとおり、運輸安全マネジメントの実施に当たつての新たな取扱いを定め、これに従つて制度を運営することとしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下「事業者」という。）への周知徹底を図られたいた。

なお、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成18年9月27日付け国自総第321号、国自旅第180号、国自貨第84号）は、廃止する。なお、本件については、別紙のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記

I 運輸安全マネジメントの実施
1. ～5. (略)

II 事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表
1. . 2. (略)

	3. 事業者の行政処分情報の公表について 事業者自動車運送事業者は、道路運送法第27条第4項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第31条又は第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。 ①当該処分の内容 (輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分) ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 (改善報告書等)	4. (略)	附則 (略)	別添 1～5 (略)
I 運輸安全マネジメントの実施 1. ～5. (略)	3. 事業者の行政処分情報の公表について 事業者自動車運送事業者は、道路運送法第27条第3項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第31条又は第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を、貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（同法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間を経過する日までとする。 ①当該処分の内容 (輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分) ②当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容 (改善報告書等)	4. (略)	附則 (略)	別添 1～5 (略)